

岐阜県公報

第 三 百 六 十 八 号
令 和 五 年 一 月 三 十 一 日
(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会
づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (男女共同参画・女性の活躍推進課) 三三^{ページ}

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (教育研修課) 三三

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (同) 三四

告 示

農林事務所長印に関する告示の一部改正 (農 政 課) 三四

保安林に指定する予定である旨の通知 (森林保全課) 三四

道路の区域変更 (道路維持課) 三五

道路の供用開始 (同) 三六

教 育 委 員 会 告 示

博物館の登録事項の変更 (文化伝承課) 三六

公 示

落札者等に関する公示 (出納管理課) 三六

規 則

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例施行規則の
一部を改正する規則

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例施行規則(平成
十五年岐阜県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「保健主事」の下に「研修主事」を加え、「及び生徒指導主事」を「研修主事及び生徒指導主事」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 研修主事は、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し及び同条第一項中「及び保健主事」を「保健主事及び研修主事」に改め、同条第四項中「及び保健主事」を「保健主事及び研修主事」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 研修主事は、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十八号

農林事務所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百五十二号）の一部を次のように改正し、令和五年二月一日から適用する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 三を次のように改める。

3 揖斐農林事務所



書 体 てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方

岐阜県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡大野町大字牛洞字善ヶ洞二五二九、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四から二五六まで、二五三八、二五五八、二五六一、二五六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
県道	中有 穂 坪 線	郡上市八幡町有穂字井尻 一〇一四番地先から	同 市同 町同 字同 一〇二五番地先まで	前	後	別 前 後	員 敷 地 の 幅 員	延 長	ル （ メ ー ト ） ル （ メ ー ト ）	九 五 〇	九 五 〇	
				三・八 一〇・六	三・八 一〇・六	ル （ メ ー ト ）	九 五 〇					

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
県道	中有 穂 坪 線	郡上市八幡町有穂字下谷 津一四七二番一地先から	同 市同 町同 字同 一四七八番四地先まで	前	後	別 前 後	員 敷 地 の 幅 員	延 長	ル （ メ ー ト ） ル （ メ ー ト ）	八 四 ・ 七	八 四 ・ 七	
				三・九 九・〇	六・二 二・一	ル （ メ ー ト ）	八 四 ・ 七					

岐阜県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
県道	吉久 野 線	郡上市八幡町安久田字平 切二〇二三番地先から	同 市同 町同 字同 二〇二二番三地先まで	前	後	別 前 後	員 敷 地 の 幅 員	延 長	ル （ メ ー ト ） ル （ メ ー ト ）	一〇五・五	一〇五・五	
				三・九 一三・四	五・三 一四・二	ル （ メ ー ト ）	一〇五・五					

岐阜県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	高山線 停車場	高山市花里町五百五十一番地 先から 同市同町六丁目一〇四番 地先まで	八四・六	令和 五・一・三	平成 三〇・一・九

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館に係る登録事項を変更したので告示する。

令和五年一月三十一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

登録事項の種類	変更の内容	変更年月日
---------	-------	-------

施設名	変更前 光記念館	変更後 光ミュージアム	平成一九・九・七
-----	-------------	----------------	----------

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県電子調達システム構築及び運用・保守業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年10月11日
- 4 落札者を決定した日 令和4年11月21日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅1 1 4
JRセントラルタワース43階
東芝デジタルソリューションズ株式会社中部支社
支社長 水口 正俊
- 6 落札金額 594,550,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課用度係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和五年一月三十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらんとびあ十三 岐阜文芸社